

事業再評価調書（初回）

[事業種別] 事業名		[都市基幹公園等整備事業] 難波宮跡公園整備事業		
担当		建設局 公園緑化部 調整課 (電話番号：06-6469-3820)		
1 事業再評価理由		事業開始年度から起算して5年目の年度において継続中のもの（平成27年度に事業開始分）		
2 事業概要	①所在地 【図1参照】	中央区法円坂1丁目、馬場町、大手前4丁目 各地内		
	②事業目的	[事業目的] 難波宮跡公園は、大阪市の中心部を南北に横断する上町台地の北端部に位置し、高密度に市街化された都心部にあって貴重な緑を有するオープンスペースであり、また学問的にも極めて重要な遺跡である難波宮跡を顕彰する歴史公園である。 当該箇所は大阪城公園や大阪歴史博物館との結節点であることから、園路整備や植栽などの整備を実施し、回遊性の向上を図るとともに大阪城公園一帯としての賑わいの拡充を図る。 また、「大阪城公園一帯」として広域避難場所に指定されているため、防災の拠点としての機能を確保する。		
		[上位計画等における位置付け]		
		計画名等	策定年度	位置付け
		新・大阪市緑の基本計画	平成25年	みどりの基盤
		大阪都市魅力創造戦略2020	平成28年	歴史拠点の創出
大阪市地域防災計画	平成29年	広域避難場所		
③事業内容	[事業内容] 公園整備事業 歴史公園として整備 事業認可面積：1.27ha  【事業内容】：園路・広場整備、植栽工等 [関連事業等の整備・進捗状況]  —			
3 事業の必要性の視点	①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>限られた財源の中で、新設公園の予算確保がますます厳しくなっている。</li> <li>本市の1人当たりの公園面積は、他の政令市に比べ、少ない状況である。</li> <li>局運営方針の【経営課題3 都市の成長】の課題として、本市の身近な緑について満足している市民の割合が半数に達していないといった現状がある。</li> </ul>		
	②定量的効果の具体的な内容	[効果項目] ①直接利用価値（直接的に公園を利用することによって生じる価値） レクリエーションの場の提供、教育の場の提供など ②間接利用価値（間接的に公園を利用することによって生じる価値） ヒートアイランド現象の緩和、災害・延焼防止の役割の提供など [受益者] 大阪市民（大阪市域全域）		
	③費用便益分析 【図2参照】	[算出方法] 「改訂第4版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」 （平成29年4月 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 平成30年8月 一部改訂） [分析結果] 費用便益比 B/C=4.92 (総便益B：691.9億円、総費用C：140.74億円)		
	④定性的効果の具体的な内容	[効果項目] 1) レクリエーション空間の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>子供たちの安全な遊び場の提供、レクリエーションの場の提供など</li> </ul> 2) 都市景観の向上、都市環境の維持・改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>緑地の提供、うるおいのある町並みの提供など</li> </ul> 3) 震災等災害時の有効機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害・延焼防止の役割の提供、一時的な避難場所の提供など</li> </ul> [受益者] 主として大阪市民、及び大阪市内に在勤、在学する人々		
⑤事業の必要性の評価	本市の1人当たりの公園面積は、他の政令市に比べて少ない状態であり、また、平成30年度に実施された民間ネット調査では、緑に不満・やや不満と答えた市民が40.2%にのぼるなど、依然として公園は不足している。		評価 A～C	

	事業開始時点 (平成28年 3月)	前回評価時点 (平成 年 月)	今回評価時点 (平成31年 3月)
4 事業の実現見通しの視点	①経過及び完了予定	都市計画決定 昭和49年度 事業採択年度 平成27年度 着工年度 平成27年度 完了予定年度 平成32年度	都市計画決定 昭和49年度 事業採択年度 平成27年度 着工年度 平成27年度 完了予定年度 令和4年度
	②事業規模	1.27ha	1.27ha
	うち完了分	(用地取得面積 1.09ha) (既に用地取得していた箇所があったため)	用地取得面積 1.21ha 整備済面積 0ha
	進捗率 【図3参照】	(用地取得率 85.8%)	用地取得率 95.3% 工事進捗率 0%
	③全体事業費	15億円	15億円
	うち既投資額	—	8億円
	進捗率 【図4参照】	—	57%
④事業内容の変更状況とその要因	—		
⑤未着工あるいは事業が長期化している理由	・史跡難波宮跡保存活用計画の策定に遅れが生じ、当該区域の公園整備が実施できなかったため。		
	[事業開始時点から完了予定年度を変更している場合は、その理由] 同上		
⑥コスト削減や代替案立案等の可能性	・民活の導入による公園整備を実施する。		
⑦事業の実現見通しの評価	用地取得については令和2年度に完了予定であり、残り2年で公園整備を実施し、着実な事業進捗を図る。		評価 B
5 事業の優先度の視点の評価	[重点化の考え方] 「大阪城公園一帯」として広域避難場所に指定されているため、早期に防災の拠点としての公園整備を行う必要がある。 [事業が遅れることによる影響等] 当該箇所については、大阪城公園や大阪歴史博物館との結節点に位置していることから、大阪城公園一帯の賑わいの確保を行うためにも、速やかに事業を実施する必要があるため、対応方針を「B」とする。		評価 B
6 特記事項	—		
7 対応方針(案)	<b>事業継続 (B)</b>		
(理由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市の中心部を南北に横断する上町台地の北端部に位置し、高密度に市街化された都心部にあって貴重な緑を有するオープンスペースであり、また学問的にも極めて重要な遺跡である難波宮跡を顕彰する歴史公園である。</li> <li>・当該箇所は大阪城公園や大阪歴史博物館との結節点であることから、園路整備や植栽などの整備を行い、回遊性の向上を図るとともに大阪城公園一帯としての賑わいの拡充を図る。さらに、「大阪城公園一帯」として広域避難場所に指定されていることから、防災機能を確保するため、速やかに事業を実施する必要がある。</li> </ul>		
8 今後の取組方針(案)	引き続き、用地取得を実施し、民活の導入による公園整備を実施する。		